

山鹿市カルチャースポーツセンターのネーミングライツ付与に係る  
公募型プロポーザル実施要項

山鹿市では、山鹿市カルチャースポーツセンターの維持管理にかかる財源確保、官民連携による地域経済の活性化及び施設の魅力向上により市民サービスの向上を図るため、ネーミングライツ（公共施設等の名称に、法人名等の愛称を付与する権利）を導入することにより対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、維持管理費用等を捻出するものとし、これを支援いただける法人等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を募集します。

1 募集の概要

次の条件で山鹿市カルチャースポーツセンターのネーミングライツ・パートナーを募集します。

分かりやすく市民に親しまれ、また、山鹿市カルチャースポーツセンターの設置目的にふさわしい愛称を御提案ください。なお、命名していただくのは、施設等の愛称であることから設置条例等の例規改正は行いません。

(1) ネーミングライツ対象

名 称：「山鹿市カルチャースポーツセンター」の愛称、及び山鹿市カルチャースポーツセンター内に設置されている「山鹿市総合体育館」、「山鹿市民球場」の愛称

所在地：山鹿市熊入町416番地

※山鹿市総合体育館、山鹿市民球場の詳細は別紙1のとおり

(2) ネーミングライツ料（希望金額）

山鹿市カルチャースポーツセンター

（山鹿市総合体育館、山鹿市民球場）

年額300万円以上（税込み）

※希望金額未満の応募も可能です。ただし、応募金額は審査項目となり、他の項目とあわせて総合的に評価し、ネーミングライツ・パートナーを決定します。

(3) 希望契約期間

令和8年8月1日から令和11年9月30日までの3年2か月間  
希望愛称付与期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間

※希望契約期間（最低3年間）未満や契約希望期間超の応募も可能です。  
ただし、応募期間は審査項目となり、他の項目とあわせて総合的に評価し、ネーミングライツ・パートナーを決定します。

※愛称の付与を開始する時期は、山鹿市とネーミングライツ・パートナーが協議の上、決定します。

(4) ネーミングライツ・パートナーの特典（スポンサーメリット）

ア 施設の看板、銘板、敷地内サインの表示変更及び新規設置ができます。  
ただし、変更及び新規設置の可否、施工の範囲、実施時期、施工方法及び内容については、山鹿市とネーミングライツ・パートナーが協議の上、決定します。

イ 施設内において、当該契約期間中、ネーミングライツ・パートナーの希望による広告の掲出を認めますので、希望場所及び方法を御提案ください。ただし、広告掲出の可否、内容、場所及びサイズ等の詳細については、山鹿市とネーミングライツ・パートナーが協議の上、決定します。

また、イベント等主催者の都合により、広告看板のマスキングをさせていただきます場合があります。

ウ 当該施設内にデジタルサイネージを設置し、広告（PR映像等）を放映することができます（数回／日）。ただし、広告（PR映像等）は、ネーミングライツ・パートナーが作成するものとし、内容については、山鹿市とネーミングライツ・パートナーが協議の上、決定します。

エ ネーミングライツ・パートナーにおいて、福利厚生の一つとして、施設の無償使用权を年1日付与します。また、これに係る施設利用予約の優先順位についても優遇します。ただし、利用条件や日程等については、山鹿市とネーミングライツ・パートナーが協議の上、決定します。

オ 施設パンフレット等の印刷物（新規作成分）及び山鹿市ホームページの表示変更は、山鹿市が速やかに実施します。

カ 施設の愛称の普及のため、山鹿市は、ネーミングライツ・パートナー及び愛称の決定について、山鹿市のホームページで公表するものとし、山鹿市の各種広報において愛称を使用するとともに、施設利用団体にも愛称の使用を働きかけるなど、愛称の普及及び定着に努めます。

キ 愛称について山鹿市ホームページに、ネーミングライツに係るサイトを設け、そのサイトからネーミングライツ・パートナーのサイトへリンク設定を行います。

ク ネーミングライツ・パートナーは、山鹿市と協議の上、ネーミングライツの保有者であることをネーミングライツ・パートナーの管理する媒体（ホームページ）、新聞、雑誌、出版物等で標榜することができる。

ケ その他ネーミングライツ・パートナーにおいて、ネーミングライツを活用した提案等がある場合は、協議の上、法令等への適合を踏まえて決定します。

#### （5）愛称の命名条件

ア 施設にふさわしい愛称と、分かりやすく市民に親しまれるものを条件とします。また、3施設の愛称は統一的なものとしてください。

イ 愛称に「山鹿」という言葉を含めることを条件とします。

また、上記条件について、表記（平仮名、カタカナ、漢字、アルファベット等）は問いません。

※ネーミングライツ・パートナーが、「熊本商事株式会社」である場合の例

例：熊本商事●●●●山鹿

ウ 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。

（ア）法令等に違反しているもの

（イ）公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

（ウ）青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの

- (エ) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (オ) 政治性又は宗教性のあるもの
- (カ) 社会問題その他についての主義、主張に当たるもの
- (キ) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (ク) 個人の氏名
- (ケ) 愛称として適当でないと認められるもの

エ 市民及び施設利用者の混乱を避けるため、愛称はその付与期間中に変更できません。ただし、ネーミングライツ・パートナーが社名等を変更する場合等、愛称の変更に当たっての相当の理由があると認められる場合を除きます。

オ 必要に応じて条例上の名称を併記させていただく場合があります。

カ 愛称は、商標権及び著作権等の権利関係について問題がないものであることを条件とします。

キ ネーミングライツ・パートナーが愛称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）を取得した場合には、山鹿市がこれを無償で使用することを認めることを条件とします。ただし、知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、協議により別途定めるものとします。

ク 国又は熊本県への補助金申請及び山鹿市議会での議案に関わるもの等については、正式名称を使用します。

#### (6) 愛称等の表示と費用負担

ア 施設の看板、銘板及び敷地内のサイン等に愛称を使用することができます。看板等の変更及び新規設置については、ネーミングライツ・パートナーが施工し、それに要する費用については、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。また、契約終了後の原状回復についてもネーミングライツ料とは別に、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

なお、看板等の設置工事等に当たっては、法令等に基づく各種手続が必要となる場合があります。

イ 特典（スポンサーメリット）利用による広告の掲出期間は、愛称の付与期間中とし、広告看板の掲出は、ネーミングライツ・パートナーが施工し、その施工に要する費用については、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

ウ 道路標識、バス等の案内表示については、山鹿市が道路管理者やバス事業者等へ確認を行い、変更が可能なものについては表示の変更を行うことができます。この場合、ネーミングライツ・パートナーが道路管理者やバス事業者等と協議の上、表示の変更を行うものとしますが、これに要する費用については、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担するものとし、契約終了後の原状回復についても同様とします。

#### (7) 応募資格

山鹿市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人等が応募できるものとします。次の事項に該当する場合は、応募資格がありません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人等

イ 山鹿市契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年告示第122号）に基づく指名停止の措置を受けている法人等

ウ 国税及び地方税の滞納がある法人等

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続きをしている法人等

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する法人等

キ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当する法人等

ク 山鹿市カルチャースポーツセンターの指定管理者の事業目的と競合する法人等

山鹿市カルチャースポーツセンターは、指定管理者制度による管理運営をしています。

指定管理期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間 指定管理者：一般財団法人 山鹿市地域振興公社
---

ケ ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められる法人等

## 2 応募の方法

### (1) 提出書類及び部数

- |   |                             |              |
|---|-----------------------------|--------------|
| ア | 参加申込書兼誓約書（様式第1号）            | 1部           |
| イ | 企画提案書（様式第5号）                | 1部（及びPDFデータ） |
| ウ | 登記事項証明書（原本）                 | 1部           |
| エ | 印鑑証明書（原本）                   | 1部           |
| オ | 法人等役員名簿                     | 1部           |
| カ | 納税証明書（参加申込みの日から1か月以内のもの、原本） | 1部           |
| キ | 暴力団等に該当しないことの誓約書（様式第7号）     | 1部           |

### (2) 募集期間

令和8年4月1日から令和8年5月15日まで

- ・郵送（書留に限る）の場合は、必着のこと。
- ・持参の場合は、受付時間は土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとします。

### (3) 提出先

〒861-0592 熊本県山鹿市987-3番地  
山鹿市教育委員会 教育部 生涯学習・スポーツ課 スポーツ振興係  
shogaispo@city.yamaga.kumamoto.jp（容量は10MBまで）

(4) 質問の受付

募集要項に関する質問を、次のとおり受付します。

- ア 受付期間 令和8年4月1日から令和8年5月8日まで  
午前9時から午後5時まで
- イ 受付方法 質問書(様式第4号)に記入の上、ファクシミリ又は電子メールにより「8. 問合せ先」まで提出してください。
- ウ 回答方法 質問に関する回答は、随時ファクシミリ又は電子メールにて、参加応募者に対して回答します。

(5) 参加資格の確認

上記(1)の提出書類を受理した後、参加資格の有無を確認し、令和8年5月15日までに、参加承認書(様式第2号)又は参加不承認書(様式第3号)により通知します。

(6) その他

- ア 応募に要する経費等は、全て応募者の負担とします。
- イ 提出書類等は、返却しません。
- ウ 提出書類等の追加、差し替え及び再提出は認めません。
- エ 提出書類等は、選定を行う作業に必要な範囲において、山鹿市が複製を作成することがあります。
- オ 提出書類等は、非公開とされるべき箇所を除き、情報公開請求により開示する場合があります。
- カ プロジェクター(又は大型モニター)及びHDMI接続ケーブルは、山鹿市で用意します。プレゼンテーションに必要な機器は応募者が準備してください。

### 3 契約締結までの流れ

#### (1) 選定委員会の設置及び審査

別途設置する「山鹿市総合体育館及び山鹿市民球場のネーミングライツ・パートナー選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、別紙2「審査方法」により、審査の上、優先交渉権者を選定します。

審査日程については、令和8年5月25日から令和8年7月8日までを予定しています。

#### (2) 審査結果の通知及び公表

優先交渉権者は、令和8年7月10日までに選定し、その結果については、全ての応募者に審査結果通知書(様式第6号)で通知します。

また、山鹿市ホームページ等で、優先交渉権者及び次点者を公表します。

#### (3) 優先交渉権者との協議及び契約締結

ネーミングライツ・パートナーの優先交渉者として選定された場合は、契約内容について山鹿市と協議を行い、合意に至った場合は、見積書の徴取、契約書の作成及び契約保証金等については、山鹿市契約規則(平成29年規則第22号)の定める手続に従うこととなります。その上で契約を締結し、ネーミングライツ・パートナーを決定します。

なお、協議は優先交渉権者から行いますが、合意の可能性がないと山鹿市が判断した場合は、当該協議を打ち切り、次点者と協議を行います。

### 4 ネーミングライツ料の支払時期

ネーミングライツ料の支払は、契約期間中の各年度当初に、山鹿市からの請求に基づき支払うものとします。なお、分割して支払うことはできません。

### 5 リスク負担

#### (1) 第三者に損害が生じた場合のリスク負担

新規に設置した看板、銘板、表示サイン等により第三者に損害が生じた場合の負担や、愛称が第三者の商標権及び著作権等を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

(2) その他のリスクその他、定めのないリスクが生じた場合は、山鹿市とネーミングライツ・パートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

## 6 契約の解除

次の場合、当該契約解除に伴う原状回復等に係る経費はネーミングライツ・パートナーがその責めを負うものとします。この場合、ネーミングライツ・パートナーが山鹿市に対し既に納入したネーミングライツ料は返還しません。

- (1) 愛称の付与期間中に愛称の命名条件や応募資格を満たさなくなった場合
- (2) ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い施設のイメージが損なわれた場合

## 7 契約の更新

愛称の付与期間の満了に際し、原則として、その6か月前までにネーミングライツ・パートナーから契約の更新の意思表示があり、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいと山鹿市が認めるときは、優先交渉権者とするものとします。

## 8 問合せ先

〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987-3

山鹿市教育部 生涯学習・スポーツ課 スポーツ振興係

電話 0968-43-1150

Fax 0968-43-1218

Mail shogaispo@city.yamaga.kumamoto.jp

## 施設概要

- 1 名称 山鹿市総合体育館、山鹿市民球場
- 2 所在地 山鹿市熊入町 4 1 6 番地
- 3 構造 山鹿市総合体育館：鉄筋コンクリート 2 階  
山鹿市民球場：鉄筋コンクリート 2 階
- 4 面積 山鹿市総合体育館 延床面積 7,726 m<sup>2</sup>  
山鹿市民球場 延床面積 4,216 m<sup>2</sup>
- 5 施設の状況 利用者数  
山鹿市総合体育館  
R4 年度 59,363 人、R5 年度 77,034 人、R6 年度 78,071 人  
山鹿市民球場  
R4 年度 9,783 人、R5 年度 19,197 人、R6 年度 15,218 人
- 6 駐車場 台数：1,194 台（カルチャースポーツセンター全体）
- 7 開館時間 午前 9 時から午後 10 時
- 8 休館日 毎週火曜日、12 月 29 日～1 月 3 日
- 9 イベント等開催例  
山鹿市総合体育館：リーグH、全国高校柔道フェスタ等  
山鹿市民球場：九州アジアリーグ公式戦、城北地区高校野球等
- 10 指定管理者 （一財）山鹿市地域振興公社
- 11 基本コンセプト
  - (1) やってみよう！「する」スポーツの推進
  - (2) みてみよう！「観る」スポーツの普及
  - (3) ささえあおう！「支える」スポーツの充実
  - (4) つながろう！「つながる」スポーツによる地域振興

## 1 2 施設（外観・内観）写真

### カルチャースポーツセンター



### 山鹿市総合体育館



第1アリーナ



山鹿市民球場



## 審査方法

## 1 審査方法

御提出いただいた企画提案書（様式第 5 号）及びプレゼンテーションにより、「山鹿市カルチャースポーツセンター及び山鹿市総合体育館、山鹿市民球場のネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）」の委員がそれぞれ次の基準に従って審査します。

## 【審査基準】

	審査項目（審査の観点）	配点
①	法人等の経営状況	5
	経営状況の健全性	
②	法人等の地域貢献等	5
	地域貢献等の実績の有無、地域貢献等の提案の有無及び実現可能性	
③	愛称案	15
	愛称案の親しみやすさ、呼びやすさ、分かりやすさ、施設のイメージとの整合性	
④	愛称の使用期間（応募年数）	30
	最高応募年数との比較	
⑤	ネーミングライツ料（応募金額）	30
	最高応募金額との比較	
⑥	施設の魅力向上に関する提案（役務等の提供に関する提案）	15
	施設にふさわしく、実現可能な内容であるか	
	合計	100

## 【採点方法】

(1) 審査項目④、⑤は、次の算式により採点します。

$$\text{得点} = 25 \text{ 点} \times \frac{\text{当該応募年数（金額）}}{\text{最高応募年数（金額）}}$$

（小数点以下第 1 位を四捨五入）

(2) 審査項目①、②、③、⑥は、次により採点します。

判断基準	①・②	③・⑥
非常に優れている	5点	15点
優れている	—	12点
標準的である	3点	9点
やや劣っている	—	6点
劣っている	1点	3点

(3) 審査項目②は、次のような項目を指します。

- ・山鹿市内における本店・支店・営業所の有無
- ・山鹿市主催又は山鹿市の市民団体等が主催の行事への協賛等の経済的支援
- ・山鹿市内でのボランティア等の人的支援・清掃等の社会貢献活動
- ・山鹿市民向けのイベントの開催
- ・山鹿市又は山鹿市の市民団体等への寄附

(4) プレゼンテーション

提案内容についての質疑応答等を行います。日時、場所、その他詳細につきましては、参加承認書（様式第2号）の送付時にお知らせします。

## 2 選定方法

- (1) 選定委員会は、応募者が複数ある場合にあっては、優先交渉権者及び次点者、1者である場合にあっては、優先交渉権者の選定を行います。
- (2) 応募者が複数ある場合にあっては、本審査中、最高得点となる得点をつけた応募者を優先交渉権者として、第2位の応募者を次点者としてそれぞれ選定します。
- (3) 優先交渉権者の選定の際に、本審査中、最高得点となる得点をつけた応募者が複数の場合は、審査項目「応募金額」の得点が高い応募者を優先交渉権者として、第2位の応募者を次点者としてそれぞれ選定します。

更に、応募金額の得点と同点の場合には、審査項目「応募年数」の得点が最も高い応募者を優先交渉権者として、第2位の応募者を次点者としてそれぞれ選定します。

(4) 上記の方法により、優先交渉権者及び次点者として選定できない場合には、選定委員会において審議の上、選定します。

(5) なお、採点の結果、点数が60点に満たない場合は、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうかを選定委員会において審議し、優先交渉権者及び次点者として選定しない場合があります。